加速化本部による提言	中間取りまとめ	
	ページ番号	本文における記載箇所
（安全性の担保） ○　安全性の担保については、原子力規制委員会による厳格な審査を受け、国際ルールに基づく規制基準を遵守することは当然として、政府の現地事務所や第三者による確認を充実させ、透明性・客観性を確保すること。	Ｐ．３ Ｐ．５	対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底
放出前の確認に対しては、東京電力のほか放射性物質の分析に専門性をもつ機関によるチェックや、地元自治体・農林水産業関係者等の試料採取への立会いにより、厳格に実施すること。	Ｐ．６	対策３：国際機関など第三者による監視・透明性の向上
放出後の海洋・魚類などのモニタリングについては、IAEA 等の国際機関や地元自治体・漁業関係者等の外部の目を含めた形で行い、国内外の消費者の安心につなげていくこと。万一、故障などにより希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより、異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止すること。	Ｐ．６ Ｐ．４	対策３：国際機関など第三者による監視・透明性の向上 対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底
特に、IAEA によるレビューを積極的に受け入れることで透明性を高め、国際社会への発信につなげること。	Ｐ．６	対策３：国際機関など第三者による監視・透明性の向上
○　半減期効果を念頭においた処分方法・保管方法の検討を進めるとともに、トリチウム分離技術について、最新の技術革新を継続的に調べ、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこと。	Ｐ．４ Ｐ．２３	対策１：風評を抑制する処分方法 対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

（風評影響の抑制） ○　風評対策については、まずは風評による影響が生じないよう、最大限の説明や意見交換、情報発信を行うこと。その際、例えば、トリチウムが放出する放射線（ベータ線）は微弱であること、ALPS 処理水の海洋放出時には、トリチウムの濃度を規制基準の約 40 分の１、WHO の飲料水基準の約７分の１まで希釈することや、諸外国の放出実績との比較を行うことなど、国民にとってわかりやすい形で、科学的根拠に基づく正確な情報発信に努めること。また、震災後 10 年の経験を踏まえ、風評のメカニズム等の分析を行うほか、各種対策の実績を勘案して、対策の進め方や説明方法等を見直し、効果と効率を高めるための不断の努力を行うこと。	Ｐ．７～ Ｐ．１０	対策４：全国への多面的・重層的な理解の拡大 対策５：国際社会への戦略的
地元自治体や水産事業者をはじめ影響を受け得る方々に対しては、説明や意見交換を何度でも繰り返し実施し、必要な対策を寄り添って進めること。また、全国の幅広い層に対して、メディア等を通じた積極的な情報発信を行うこと。その際、第三者監視の下で行う東京電力による ALPS 処理水を用いた魚類の飼育試験の状況を用いるなど、国民にわかりやすい説明を行うこと。	Ｐ．７～ Ｐ．１０ Ｐ．４	対策４：安心が共有されるための情報の普及・浸透 対策１：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底
海外に対しては、粘り強く諸外国に働きかけるとともに、あらゆる機会をとらえ、ターゲット国等に適した方法により情報発信すること。特に輸入規制の残る国・地域に対しては、緩和・撤廃に向けた取組みをさらに加速すること。 以上を踏まえ、安全であることを伝えるだけではなく、わかりやすい情報を、繰り返し説明していくことによって、科学的な安全を消費者にとっての安心につなげ、国内外で徹底的な理解醸成を図り、風評影響の最大限の抑制と安心・信頼の確保につなげること。	Ｐ．１０～ Ｐ．１２	対策５：国際社会への戦略的な発信

（経営継続のためのセーフティネット） ○　理解醸成などの対策をとってもなお生じうる風評影響として、漁業関係者から懸念が示されている、ALPS 処理水の海洋放出に伴う国内外における国産水産物の需要減少等の事態に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管や、冷凍できない水産物の販路拡大等について、基金事業等により全国的に機動的な対応ができるような対策を講じること。	Ｐ．２０	対策８：万一の需要減少に備えた緊急対策
○　風評影響の抑制や緊急避難的措置を講じてもなお生じる風評被害への賠償については、国が前面に立って風評を懸念する事業者団体等の要望を聴取したうえで、東京電力に対して、放出前における各業種等の状況を十分に踏まえた具体的な賠償の枠組みを早期に提示するよう責任を持って指導すること。その際、期間、地域、業種を画一的に限定せず、また、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償をセーフティネットとして機能させるとともに、漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なうことのないよう適切に対応すること。	Ｐ．２１～ Ｐ．２２	対策９：被災者の立場に立った賠償
（被災地における事業継続のための支援策） ○　福島県および近隣県で漁業を安心して持続できる方策については生産・流通・加工・消費の各段階において対策を徹底すること。 ○　具体的には、先に述べた情報発信や説明による理解醸成に加え、被災地において事業者が風評影響を乗り越え、安心して事業を継続できるよう、三陸・常磐エリアの水産加工品情報を作り手の想いとともに発信する取組み、復興水産品に思い入れのある外食店でのフェア開催を進めるなど、消費拡大を図ること。	Ｐ．１４～ Ｐ．１６	対策７：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

○　福島県や近隣県においては、 ・漁獲量が急速に減少している魚種への依存度が高いことから、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換を図るため、「がんばる漁業復興支援事業」の対象地域の拡大や運用改善に取り組むとともに、 ・種苗の生産・放流支援の対象拡大に取り組むこと。 ○　福島県においては、本格操業に向けて震災からの復興に取り組んでいるなか、これを担う漁業者の確保が極めて重要であり、乗組員確保のため水産高校生を対象とした漁業ガイダンスに取り組むほか、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援などを進めることにより、若者を中心に新規就業者の確保・育成に取り組むこと。また、漁業用機器等の導入支援の補助対象の拡大、共同利用施設の整備、販売ルートの強化に向けた取組みなどを実施すること。	Ｐ．１４～ Ｐ．１６	対策７：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援
○　風評影響を乗り越えるために、販売促進支援を通じて国内外に向けて地域の農林水産品の魅力やおいしさを効果的に発信しながら、観光誘客や交流人口拡大に向けた取組みを実施すること。	Ｐ．１６～ Ｐ．１７	対策７：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援
○　以上のほか、被災地に限らず、漁船の脱炭素化、水産物消費拡大に向けた調理の手間軽減の取組み、小さいころから魚食に親しんでもらう取組みを強化すること。	Ｐ．７	【２】（１）基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針
○　なお、与党としては、今回提言した対策にとどまらず、今後とも、関係者へのヒアリングなどを通じ、風評による影響を継続的に調査し、必要な追加対策を、機動的かつ躊躇なく実施することを求めていく。	Ｐ．２４	Ⅳ．おわりに